

## 郡上市告示第8号

郡上市有施設で使用する電気の調達（八幡中学校他23施設）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日

郡上市長 山川 弘保

### 1 入札に付する事項

- (1) 仕様書番号 総契 第08-2号  
(2) 業務名 郡上市有施設で使用する電気の調達（八幡中学校他23施設）  
(3) 仕様 別紙「電気需給仕様書」のとおり  
(4) 需給場所 別紙「仕様書別表」のとおり  
(5) 契約期間 令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで  
(6) 議会の議決 否  
(7) 低入札調査基準価格 有（失格判断基準 無）  
(8) 最低制限価格 無  
(9) 予定契約電力・予定使用電力量

①予定契約電力 1,525kW（施設合計）

②契約期間中の予定使用電力量 1,769,146kWh（施設合計）

- (10) その他この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び郡上市契約規則（平成16年郡上市規則第48号、以下「規則」という。）等の定めるところによるものとする。

### 2 入札参加の資格に関する事項

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該業務に係る郡上市競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。（なお、令和8年4月1日以降の資格者名簿に登載される必要があるため、当市ホームページ「令和6・7・8年度 役務提供業務及び物品調達等に係る郡上市競争入札等参加資格審査要領」を参照し申請すること。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。  
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。  
(4) 入札公告日から入札日までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停

止措置要領（平成16年郡上市告示第139号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく、指名及び入札参加資格の停止又は建設業法（昭和24年法律100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

- (5) 郡上市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年訓令第2号）に基づく指名停止措置を、当該工事の開札日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 本公告において示す予定購入電力量を確実に納入できる能力を有していること。
- (8) 契約後の検針等、購入電力に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。
- (9) 発注者が指定する履行開始日から送電を可能な者であること。

### 3 入札手続きに関する事項

- (1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。
  - ア 提出期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月13日（金）午前9時から午後5時まで。ただし郡上市の休日を定める条例第1条に掲げる日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで）を除く。
  - イ 提出場所 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地  
郡上市役所本庁舎3階 総務部契約管財課  
電話 0575-67-1839
  - ウ 提出方法 持参または郵送（「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る。）による。  
郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。
- (2) 提出書類は、次のとおりとする。
  - 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。
    - ア 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し
    - イ 業務履行実績調書（様式第2号）
  - (3) 申請書類に基づく審査結果は、令和8年2月19日（木）に一般競争入札参加資格確認通知書を郵送する。
- (4) その他
  - ア 様式は3（1）イの場所にて交付を受けるか、郡上市ホームページからダウンロードすること。
  - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
  - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
  - エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。

### 4 仕様書等に対する質疑

- (1) 質疑期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月13日（金）午前9時から午後

5時まで。ただし郡上市の休日を定める条例第1条に掲げる日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで）を除く。

（2）質疑方法 質疑事項を指定の質疑書に記入のうえ、ファックスにより提出すること。なお、ファックス送信後に受信確認のため、電話連絡を行うこと。

郡上市役所総務部契約管財課：電話 0575-67-1839

FAX 0575-67-1711

（3）質疑回答 令和8年2月18日（水）午後5時までに質疑者へファックスで回答する。

5 入札説明会 実施しない。

6 入札の方法及び日時

（1）入札の方法

ア 入札は持参又は郵便により行い、郵便の場合は一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便により3（1）イへ提出する。なお、開札の立会いに入札者又はその代理人が参加しない場合においては、「くじ引きに係る委任状」を開札日までに提出すること。

イ 入札に用いる封筒は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封割印のうえ、入札者の氏名を表記し、外封筒の封皮に「郡上市有施設で使用する電気の調達（八幡中学校他23施設）入札書在中」と記載すること。

ウ 入札は郡上市が示す各施設契約電力及び月別予定使用電力量と、入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行い、各施設毎に算定した入札金額算定書（様式1-1：総括表、1-2：内訳書）を作成し添付すること。また、入札金額算定書にて見積もった単価が各施設における契約単価の基礎となるので、作成にあたっては間違いがないよう留意すること。

エ 入札金額算定書の作成について、郡上市が示す様式によりがたい場合は、任意様式への変更も可とするが、各施設の基本料金・電力量料金の単価と、総価との関係が容易にわかるものとすること。

オ 入札金額算定書にて見積もった単価は税込単価とし、小数点以下第二位までとする。また、それぞれの月の契約電力及び使用電力量は、あらかじめ郡上市で定めた数値により積算するものとし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

カ 入札金額は、本件物品供給に要する一切の諸経費を含めた額とする。

キ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額算定書にて見積もった契約希望金額（総価）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札書提出日時

令和8年2月25日（水）～令和8年3月2日（月）（※午後5時必着。）

（3）提出場所

3（1）イに同じ。

（4）入札保証金及び契約保証金

規則第5条及び31条各号に該当するときは免除とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第10条及び11条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者決定後、総価と内訳単価の相違等、入札内容に齟齬があった時は、落札者と契約を締結しない場合がある。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことが出来ないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

(8) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

(9) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月3日（火） 午後1時30分～

場 所 郡上市役所本庁舎 2階 第2会議室

## 7 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 **【要】**
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、その全てを公表することがある。
- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約の締結をしないことがある。
- (5) その他本件の入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによる。